

令和2年度 労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

モラブ阪神工業株式会社

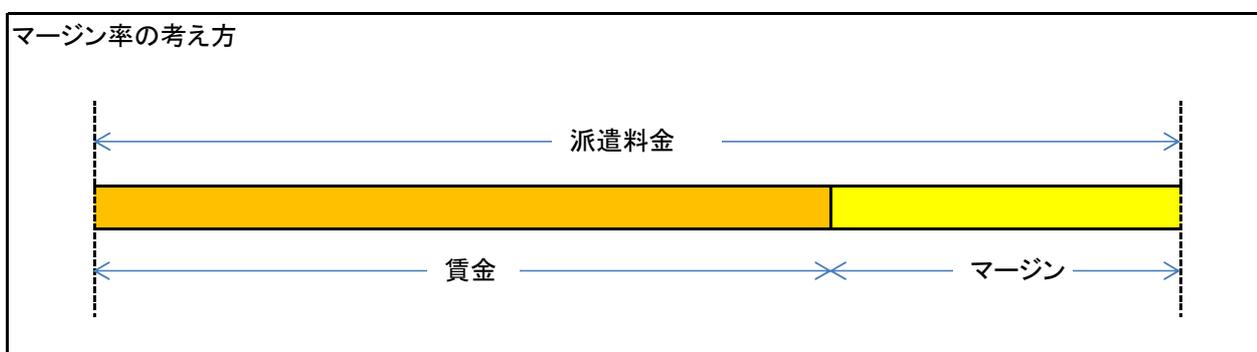
東京事業所

対象期間：2020年4月1日～2020年6月30日

■労働者派遣実績

① 派遣労働者数	10
② 派遣先事業所数	7
③ 派遣料金の平均	28,013円
④ 派遣労働者の賃金の平均	14,741円
⑤ マージン率 ※(③-④)／③	47.38%

※数値は上記対象期間の平均値、小数第一位未満を四捨五入。



上記マージン率には、下記項目が含まれています。

- ・社会保険料(当社負担分)
- ・教育訓練・研修費用(教材費、資格取得補助など)
- ・採用活動費(広告費など)
- ・販売費及び一般管理費(間接員人件費・事務所費用・光熱費・通信費用など)
- ・福利厚生費(健康診断費用、慶弔見舞金など)
- ・営業利益

■教育訓練に関する事項

- ・個人情報・情報セキュリティに関する教育
- ・ビジネスマナー研修
- ・キャリアアップ教育訓練(技術者研修)
 1. 技術者としての基本マナー
 2. IT研修(VBA、C言語、Java、AIなど)
 3. ビジネスマナー(上級編)
 4. リーダー研修
- ・外国人に対する日本語研修(一般、及び技術用語)

■労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か： 労使協定を締結している
労使協定の対象となる範囲： 技術社員
労使協定の有効期間： 2022年3月31日